

若年運転者講習について

1 若年運転者講習とは

令和4年5月13日施行の改正道路交通法により、大型免許や中型免許、第二種免許の受験資格の見直しが行われ、「特別な教習」を修了した方については、受験資格が一律「19歳以上・普通免許等1年以上」に緩和されることとなりました。

一方で、本来の受験資格年齢である21歳(大型・第二種免許)や20歳(中型免許)に達するまでの間、(若年運転者期間)に、交通違反をして一定の基準に該当した場合は、若年運転者講習の受講が義務づけられることとなりました。

この若年運転者講習を受講しなかった場合や受講後にさらに交通違反をして一定の基準に該当した場合は、特例を受けて取得した免許は取消処分となります。

2 対象者

若年運転者講習は、若年運転者期間に交通違反を繰り返し、累積点数が3点以上になった方を対象とします(1回の違反で3点となる場合は除く)。

3 講習の場所(実施機関)

若年運転者講習は、運転免許センター(大分市大字松岡6687番地)で実施します。

4 講習の通知・期間

- 若年運転者講習の対象者には、講習通知書を配達証明郵便で送付します。
- 受講期間は、講習通知書を受け取った日の翌日から1か月以内です。
- 講習日時は、大分県公安委員会が指定しますが、都合の悪い場合は変更できます。

5 講習の時間・手数料

講習時間 …… 9時間(原則として連続する2日間で行います。)

講習手数料 …… 21,150円(手数料には、通知手数料900円を含んでいます。)

※令和7年3月24日以降は24,400円(手数料には、通知手数料1,000円を含んでいます。)

6 講習の内容

- 運転適性検査
- 座学
- 実車指導
- 個別指導(運転適性検査の結果や実車の際の録画映像に基づくもの)

7 やむを得ない理由により1ヶ月以内に受講できない場合

講習の受講期間は、講習通知書を受領した日の翌日から1か月以内ですが、次に掲げるやむを得ない理由がある場合には、その期間を除いた通算1か月以内に受けることができます。

＜やむを得ない理由＞の例

- 海外旅行をしていること
- 災害を受けていること
- 病気にかかり、又は負傷していること
- 法令の規定により、身体を拘束されていること
- 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること
- 免許の効力が停止されていること

8 聴覚に障がいのある方へ

聴覚に障害があり、講習内容を聞き取りにくい方は、事前に担当係にお問い合わせください。

9 問い合わせ

講習受講日を変更される方、やむを得ない理由がある方、その他講習内容等に関して不明な点がある方は、下記問い合わせ先に電話してください。

問い合わせ先

大分県警察本部運転免許課（大分県運転免許センター）講習係

＜住所＞ 大分市大字松岡6687番地

＜電話＞ 097-528-3000

＜問い合わせ時間＞ 午前8時30分～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）